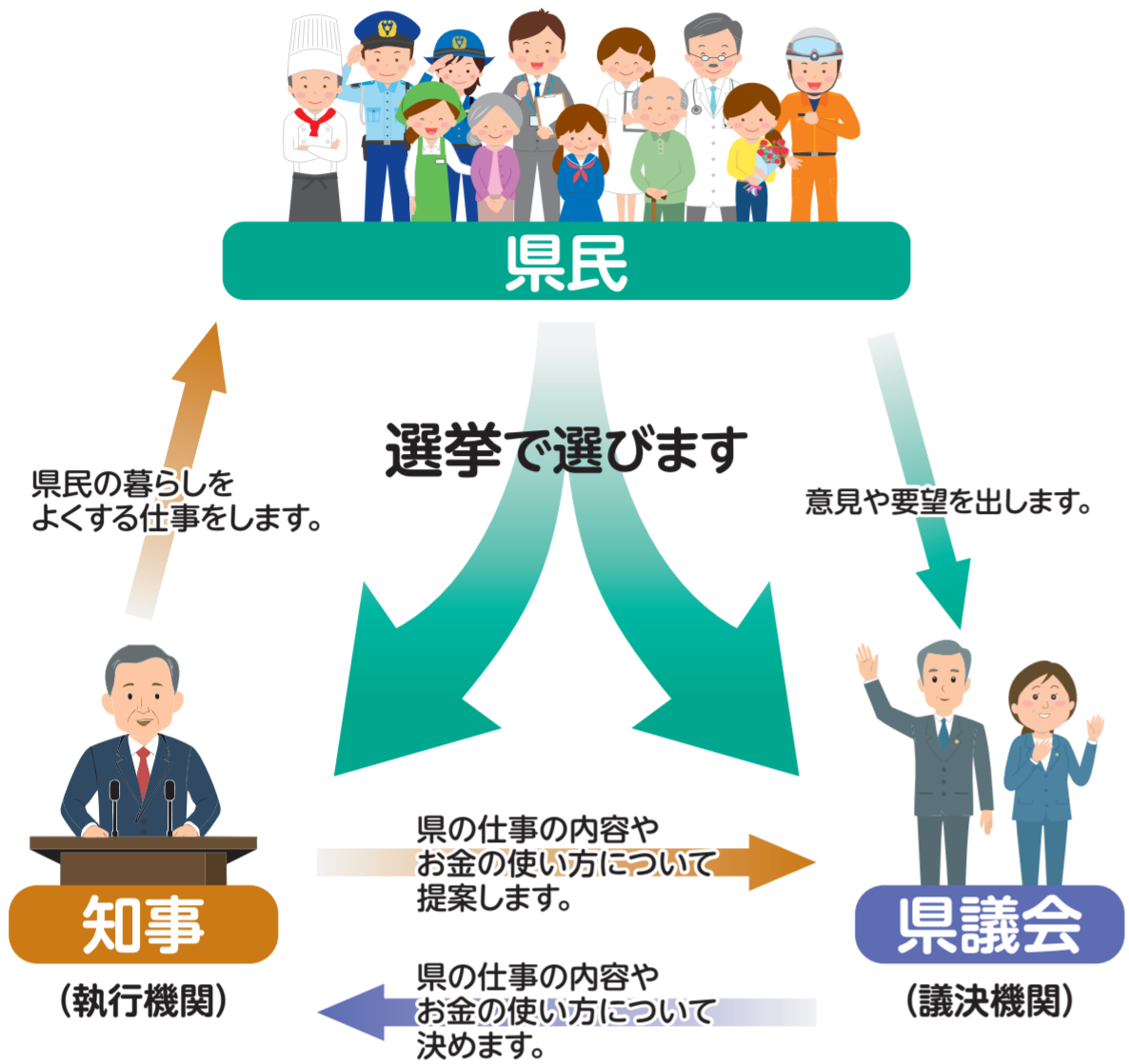


三重県議会の仕組みと役割

県民・県議会・知事の関係

県議会は、県民から選ばれた県民の代表である「県議会議員」で構成されています。「議決機関」として、県政を進めるうえでの大切な事柄を話し合い、決めていく重要な役割を持っています。県議会で決定されたことを実行するのが知事をはじめとする「執行機関」であり、議決機関である県議会と執行機関である知事が車の両輪のように県政を進めていきます。



県議会の主な仕事



議決
予算を決めたり、条例を制定、改正、廃止したり、県の重要な事項を決めます。



調査と検査
県の仕事が議会で決めたとおりに進められているか、調査・検査します。



意見書の提出
県民の代表として、県民の福祉や利益になることについて国などに対し、「〇〇してほしい」と意見を出します。



決議
政治・行政に関する課題に対して、議会の意思を表明します。



請願・陳情の審査等
県の仕事について、してもらいたいと思うことは、誰でも文書にして県議会に提出することができます。これを請願または陳情といい、議員の紹介によって議会に提出されたものを請願、紹介がなく提出されたものを陳情といいます。議会は県民から提出された請願・陳情を審査するなどし、採択された場合は執行機関に送付して県政への反映を求めたり、国に意見書を提出したりします。

政策立案と政策提言

三重県議会では、知事から提出された議案を審査、審議するだけでなく、住民本位の立場から、議員や委員会から発議する議員提出条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案や政策提言を行っています。

<近年の議員提出条例>

- ・花とみどりの三重づくり条例
- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例
- ・三重の木づかい条例

詳しくはコチラから▶



議員提出条例

三重県の予算や条例等が決まるまで

本会議

委員会

議案上程



議案とは、議会で決定することが必要な案件を提案するもので、主に予算や条例案などがあります。議案上程とは、議案を本会議の議題として取り扱うことです。

提案説明



議案について、提出者から説明します。議案は知事・議員・委員会から提出されるものがあります。

議案質疑



議員が議案の内容について質問をします。

議案を委員会へ付託



議案を詳しく議論するために、少人数の議員で構成される専門の委員会へ審査を託します(付託)。

委員会で審査



専門的に審査・調査するため、議案の内容に応じた委員会で詳しく議論を行い、委員会として賛成か反対を決定します。

委員長報告



ご報告申し上げます。委員会での審査が終わった後、決定した内容を委員長が本会議で報告します。

※予算・決算に関する委員会は議長を除く全議員で構成されます。

討論



本会議での採決の前に、議員がその案件に対して、反対か賛成か自分の意思を表明することができます。自分の意見に反対の議員や賛否に悩んでいる議員に対して、自分の意見に賛同するよう理由を述べます。

採決



議案について賛成か反対かを、本会議の出席議員の多数決で決めます。

本会議・委員会とは?

【本会議】

全議員で構成され、議場で開催する会議のことです。県議会の最終的な意思決定は本会議で行います。



【委員会】

委員会では主に本会議から付託された議案・請願の審査や調査を、6つの行政部門別常任委員会(総務・地域連携交通・政策企画雇用経済観光・環境生活農林水産・医療保健子ども福祉病院・防災県土整備企業・教育警察、各定数8人)と予算決算常任委員会(定数47人)で分担し、行っています。



編集 三重県議会広聴広報会議

- 座長 小林 正人(副議長)
- 委員 龍神 啓介 辻内 裕也 松浦 慶子
荊原 広樹 伊藤 雅慶 吉田 紋華
芳野 正英 藤根 正典 東 豊

みえ県議会新聞に関するご意見・ご感想をお寄せください

三重県議会事務局 〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2877 FAX 059-229-1931
企画法務課 E-mail gikaik@pref.mie.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>

みえ県議会新聞は年に2回発行しています。過去のみえ県議会新聞は、ホームページからご覧いただけます。



議会ホームページ



みえ県議会新聞



議会Facebookページ